

議第1号議案

特別委員会の設置

横浜市会は、次のとおり特別委員会を設置する。

令和5年5月17日提出

横浜市会議員

大 桑 正 貴	望 月 康 弘	荻 原 隆 宏
青 木 亮 祐	黒 川 勝	高 橋 のりみ
伏 見 幸 枝	山 田 一 誠	横 山 勇太郎
木 内 秀 一	竹野内 猛	田 中 ゆ き
藤 崎 浩太郎	田 中 紳 一	山 田 桂一郎
み わ 智恵美		

委員会の名称	付 議 事 件	委員定数	委員長及び副委員長	期 間
大 都 市 行 財 政 制 度 特 別 委 員 会	大都市制度の早期実現を図るとともに、その実態に対応する行財政制度の確立を目的とし、これを強力に促進すること。	12人	委 員 長 1人 副委員長 2人	議 会 閉 会 中 も 審 査 を 行 い 、 そ の 終 了 ま で 継 続 す る 。
基 地 対 策 特 別 委 員 会	米軍施設の跡地利用及び早期全面返還の促進等を図ること。	12人	委 員 長 1人 副委員長 2人	
減災対策推進 特 別 委 員 会	減災及び防災対策の推進に関すること。	13人	委 員 長 1人 副委員長 2人	
新 た な 都 市 活 力 推 進 特 別 委 員 会	オープンイノベーション等による企業支援や誘致促進、グローバル都市の実現、文化芸術創造都市や観光・MICEの推進等に関すること。	12人	委 員 長 1人 副委員長 2人	
健康づくり・ スポーツ推進 特 別 委 員 会	運動による介護予防等あらゆる世代の健康づくり及び大規模スポーツイベント開催やスポーツ関連施設の整備等スポーツの振興に関すること。	12人	委 員 長 1人 副委員長 2人	
郊外部再生・ 活 性 化 特 別 委 員 会	都市の成長の基盤を支える魅力と活力ある郊外部のまちづくりに関すること。	12人	委 員 長 1人 副委員長 2人	
デ ジ タ ル 化 推 進 特 別 委 員 会	行政のデジタル化の推進による、市民サービスの向上及び業務の効率化に関すること。	13人	委 員 長 1人 副委員長 2人	

提 案 理 由

特別委員会を設置したいので、横浜市会委員会条例第5条の規定により提案する。

参 考

横浜市会委員会条例（抜粋）

（特別委員会の設置等）

第5条 特別委員会は、特定の事件を審査するため必要がある場合に市会の議決により設置する。

2 特別委員の定数は、市会の議決で定める。

3 特別委員は、特別委員会に付属された事件が議会において審議されている間在任する。

議第1号議案の取り扱いに関する初市会運営理事会協議結果

項 目		協議結果（令和5年5月15日初市会運営理事会）
1	議案発送	5月17日（水）の本会議席上配付
2	上程日	5月17日（水）の本会議
3	提案理由説明	省略
4	委員会付託	横浜市会会議規則第36条第4項及び市会運営委員会申し合わせ・確認事項により、委員会付託を省略し、本会議で即決

参 考

●横浜市会会議規則（抜粋）

第36条

4 第1項及び第2項の委員会付託は、市会の議決により省略することができる。

●市会運営委員会申し合わせ・確認事項（抜粋）

本 会 議

5 議員提出議案について

- (1) 常任・運営委員会における発議（請願・陳情に係るものを含む。）に係る審査が終了したもの及び団長会議等の協議が終了したものは、委員会等の終了後、速やかに提出することとし、その取扱いについては、原則として、本会議で即決とする。